# Ⅱ 東京都教育委員会の組織

#### 1 教育委員会制度

地方公共団体が行う教育行政においては、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保し、 多様な民意を反映する仕組みとして教育委員会制度が採られており、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関である、教育委員会が設置されている。

平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、教育委員による教育長へのチェック機 能の強化などの改革が行われた。

## 2 東京都教育委員会の構成

東京都教育委員会は、教育長と5人の委員により組織されており、いずれも東京都知事が東京都議会の同意を得て任命するものである。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し(「教育委員会の会議を主宰する」、「教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる」、「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」)、教育委員会を代表する。

また、教育委員は、教育長に対するチェック機能を果たすため、会議の招集や教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告を求めることができる。

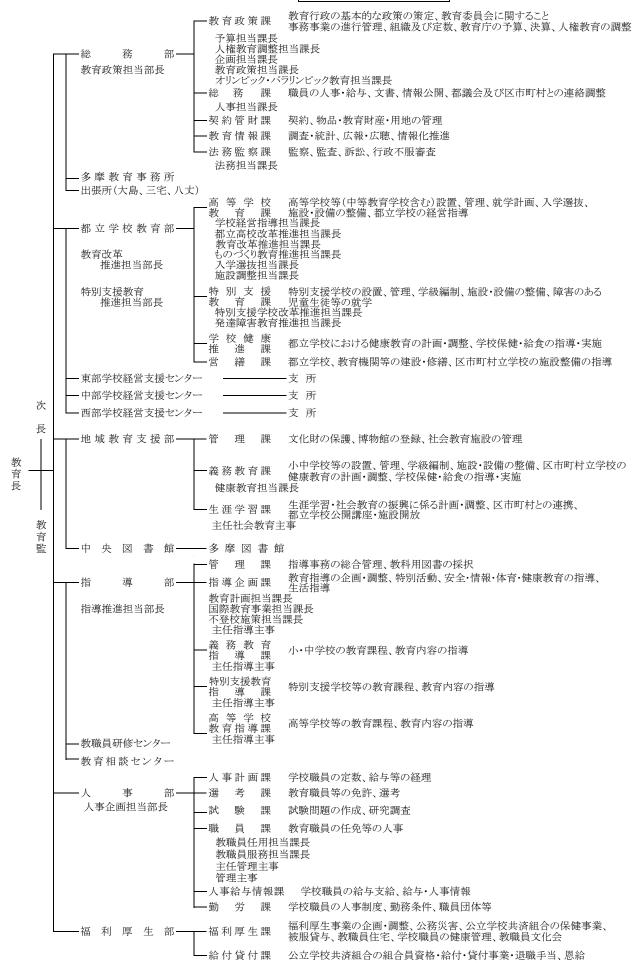
なお、東京都教育委員会の事務を処理するための事務局を東京都教育庁という。

(平成29年4月1日現在)

職名	氏 名	任 期	備考	
教育長	なかい けいぞう 中井 敬三	自平成 27 年 4 月 1 日		
	中井 敬三	至平成 30 年 3 月 31 日		
委 員	えんどう かつひろ 遠藤 勝裕	自平成 26 年 3 月 13 日	独立行政法人日本学生支援機構	
		至平成 30 年 3 月 12 日	理事長	
委 員	やまぐち かおり 山口 香	自平成 25 年 4 月 1 日	筑波大学体育系准教授	
		至平成 31 年 12 月 20 日	<b>从伙八子</b> 肸月尔催 <u>教</u> 坟	
委 員	李爷爷	自平成 27 年 10 月 1 日	千葉商科大学国際教養学部	
		至平成 31 年 9 月 30 日	教授・学部長	
委 員	おおすぎ さとる 大杉 寛	自平成 28 年 1 月 1 日	首都大学東京大学院教授	
		至平成33年2月27日		
委 員	秋山 千枝子	自平成 28 年 10 月 20 日	医療法人社団千実会理事長	
		至平成 32 年 10 月 19 日		

## 教育庁組織と事務分掌(平成29年4月1日現在)

#### 主 な 分 掌 事 務



平成29年4月1日現在

	I			ī	
名 称	根 拠 法 令	所 掌 事 務	委員数(人)	任期(年)	主管課
東京都産業教育審議会	産業教育振興法 第 11 条、東京都 産業教育審議会 に関する条例	産業教育の振興を図るため、東京都 教育委員会又は知事の諮問に応じて 産業教育に関し、調査審議し、建議 する。	15	2	都立学校 教 育 部 高等学校 教 育 課
東 京 都 文化財保 護審議会	400 M	東京都教育委員会の諮問に応じて、 文化財の保存、活用に関する重要事 項を調査審議し、建議する。	20	2	地域教育 支援部 電課
東 京 都 学校保健 審 議 会	東京都学校保健審 議 会 条 例	公立学校の保健管理の万全を期する ため、東京都教育委員会の諮問に応 じて、学校の保健衛生に関して審議 し、答申する。	20 (以内)	2	地域教育 支 援 部 義務教育課
東 京 都 生涯学習 審 議 会	生涯学習の振興 のための推進体制等の 推進体制等を 備に関する東京 第 10 条、東京 生涯学習 審議 例	都民の生涯学習に資するための施策 の総合的な推進に関し、東京都教育 委員会又は知事の諮問に応じて調査 審議する。また、東京都教育委員会 又は知事に建議することができる。	25 (以内)	2	地域教育 支援 部 生涯学習課
東京和別書選審議会	義教科 養教科 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	教科書採択に関する東京都教育委員 会の諮問に応じて調査審議し、建議 する。	20	毎年度 4月1日 ~ 8月31日	指導部管理課
東京都教育委員会い じめ問題対策委員会	推進法第 14 条・	東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの未然防止、早期発見及び対処のための対策の推進について調査審議し、答申する。また、都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、同法に規定する組織として調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告する。	10 (以内)	2	指導企画課
図 書館		図書館の運営に関し、館長の諮問に 応じるとともに、図書館奉仕につい て、館長に意見を述べる。	20 (以内)	2	都立中央図書館